

障害者医療（精神通院）の助成内容

自立支援医療（精神通院）受給者の
指定医療機関での自己負担額を市が助成します

自立支援医療が適用されないものは助成対象外です

助成の受け方

【(精) 障害者医療費受給者証】を交付します

病院・薬局など医療機関等へ受診する時は

健康保険証

(精) 障害者医療費受給者証

自立支援医療（精神通院）受給者証

をご提示ください

窓口負担は[無料]になります。(自立支援適用分に限る)

ただし、下記のとおり受給者証を使用できない場合は、当課より助成対象額を支給します。

(申請方法：右記[支給申請の方法]をご覧ください。)

- ・指定医療機関が県外の場合
- ・受給者証交付前など未提示での受診

支給申請の方法（県外受診など）

県外の指定医療機関など受給者証を使用できない場合は
助成対象額を支給します

申請場所

北名古屋市役所 国保医療課（西・東庁舎）
月～金曜日（祝日・閉庁日を除く）8：30～17：15

持ちもの

- ・領収証（原本 医療点数が記載されているもの）
- ・健康保険証 ・(精) 障害者医療費受給者証
- ・通帳（振込先のわかるもの）

※※※ 注意事項 ※※※

支払額について 保険診療点数をもとに計算しますので、自己負担額（領収書の金額）と数円の誤差が生じる場合があります。

時効について 申請書の提出期限は、医療費を支払った日の翌日から5年間です。

ご来庁が困難な方へ 郵送での申請も可能です。詳しくは北名古屋市ホームページをご覧ください。当課までお問い合わせください。

受給者証の更新

有効期限が切れる前に
更新の手続きをしてください

有効期限：自立支援医療の有効期限と同日
※期限が切れる前にあらかじめ自立支援医療の更新を済ませてください。有効期限の3か月前から申請が可能です。

こんな時は届出・申請を

市内でお引越しをされる方へ 受給者証の住所変更をいたしますので、届出をしてください。

(持ちもの：健康保険証・[精]受給者証・自立支援証)

市外へお引越しをされる方へ 受給者証を回収いたしますので、届出をしてください。

(持ちもの：健康保険証・[精]受給者証・自立支援証)
資格喪失後に受給者証を使用された場合は、当該医療費を市に返還していただきますので、当課までご連絡ください。

転職される方へ 健康保険証に変更があった場合は届出をしてください。

(持ちもの：健康保険証・[精]受給者証・自立支援証)

～・～ ご協力ください ～・～

健康保険証や受給者証が変わった場合

医療機関等（病院、薬局など）の窓口にて、その旨を伝えてください。

医療機関等からの誤請求を減らすことができます。

高額な医療を受ける場合

『限度額適用認定証※』を医療機関等の窓口に掲示してください。

健康保険から被保険者へ支給される高額療養費を、市に返還していただく手続きを省くことができます。

※ご加入の健康保険へ『限度額適用認定証』の交付申請が必要です。医療機関で精算される前に交付を受けてください。

ジェネリック医薬品の利用

医療機関等で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。医薬品の開発には長い時間と多くの費用がかかることから、新薬は一定期間特許に守られ販売されます。

これに対し、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れたあとに、同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は確認され、一般的に価格が安くなっており、医療費を節約することができます。

ただし、使用している薬や症状によっては、まだ新薬しか発売されていない場合があります。

詳しくは医師や薬剤師にご相談ください。

精

R3. 4

受給者証の交付を受けた方へ

医療費助成制度 の ご案内

[障害者医療（精神通院）]



北名古屋市

KITANAGOYA

市民健康部 国保医療課

所在地【西庁舎】

〒481-8531 北名古屋市西之保清水田 15 番地

所在地【東庁舎】

〒481-8501 北名古屋市熊之庄御榎 60 番地

電話番号

(0568) 22-1111 (代)

ファクシミリ

(0568) 23-2500

電子メール

kokuho@city.kitanagoya.lg.jp